

25—03 P U D T

答弁書等の副本送達時の期間指定

審判長は、請求書副本の送達に対して、被請求人から答弁書又は訂正請求書（以下「答弁書等」という。）を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない（特 § 134③、実 § 39③、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

意見を述べる機会を与えるために、答弁書、訂正請求書又は弁駁書の副本を相手方に送達するために以下の手続きをとる。

1. 期間を指定して意見を述べる機会を与える場合には、答弁書副本送付通知を起案し、答弁書等の副本を請求人に送達する。
2. 期間を指定する必要がない場合には、答弁書副本送付通知を起案し、答弁書等の副本を請求人に送達する。
3. 弁駁書の副本送達（送付）についても前記1又は2と同様とする。

（注）当事者系審判において期間を指定することは、審判の審理の促進と便宜をはかるためであり、当事者は特 § 156による審理終結通知がされるまでは、答弁書等の書面を提出することができる（東高判昭49.9.3（昭40（行ケ）5号））ので、指定した期間が経過した後に提出された書面であっても、これを審理の対象としなければならない。

（改訂H27.2）